

記者発表

2008年2月28日
日本共産党埼玉県議会議員
柳下 礼子事務所

近藤善則被告に対する上告棄却の決定について（談話）

公職選挙法違反の罪に問われた県議会議員近藤善則被告（西第5区）の上告審で、最高裁第3小法廷（近藤崇晴裁判長）が去る25日、近藤被告の上告を棄却する決定を行っていたことが本日明らかになった。

最高裁の上告棄却は当然であり、近藤被告は直ちに議員を辞職すべきである。近藤被告が名目をどのように取り繕おうと、有権者に現金を供与する行為は、「自由な意志決定をゆがめ、自己のために奉仕させようとするもの」（さいたま地裁判決文より）である。近藤被告が逮捕・起訴の段階で議員を辞職しなかったばかりか、一審、二審の有罪判決にも従わず約1年にわたって県議会に居座り続けたことは、選挙民を愚弄し県議会の権威を著しく失墜させるものであった。近藤被告は自らの罪を潔く認めて議員を辞職するとともに、県民、有権者に対して心から謝罪すべきである。

なお、最大会派である自民党が近藤被告に対する議員辞職勧告決議を求める請願を三度にわたって「継続審査」にし、事実上同被告をかばい続けてきたことも重大である。県議会が自ら定めた政治倫理綱領及び政治倫理規程を誠実に実行する姿勢に欠け、これを蔑ろにしたという点では、近藤被告と同罪だと言わなければならない。

埼玉県議会議員 柳下 礼子

以上